

補助金等取扱基準

| | |
|---------------------|--|
| 補助金等の名称 | 諏訪市おためしナガノ事業家賃補助金 |
| 補助事業等の標目 | 長野県が実施するおためしナガノ事業に係る補助金（以下「県補助事業」という。）の交付決定を受けたIT事業者等に対して補助金を交付することにより、県外のIT事業者等の市内への誘致、定着及び移住促進を図る。 |
| 補助事業等の対象者 | 県補助事業の交付決定を受けたIT事業者等 |
| 補助対象経費 | IT事業者等が支払う市内での居住に係る家賃（敷金及び礼金を除く。） |
| 補助金等の額及びその算定方法又は補助率 | <p>予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1以内とし、一戸当たり月額20,000円を上限とする。ただし、補助金の交付対象となる期間は、県補助事業において対象となる期間と同期間とし、通算して6月を限度とする。</p> <p>【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 市内の家賃の相場及び県補助事業に係る補助を行う市町村の実施状況を勘案した額であるため。</p> |
| 補助事業等の評価 | 補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。 |
| 補助事業等の開始時期 | 令和4年8月1日 |
| 補助事業等の終了時期 | <p>令和7年3月31日</p> <p>【終了時期が3年を超える場合の理由】</p> |
| 情報の公表の方法等 | 補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。 |
| その他 | この取扱基準において「IT事業者等」とは、情報通信技術等を用いた事業を営み、又は営もうとする企業及び個人をいう。 |
| 提出書類 | <p>1 補助金の交付を受けようとする者は、規則に定める申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 県補助事業において交付決定されたことを証する書類の写し (2) 賃貸借契約書等の家賃の額を証する書類の写し (3) その他市長が必要と認める書類</p> <p>2 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、規則に定める実績報告書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 県補助事業における事業が完了したことを証する書類</p> |

| | |
|----------------|---|
| | (2) 家賃の支払状況を証する書類 (3) その他市長が必要と認める書類 |
| | 諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。 |
| 担 当 部 署 | 諏訪市 企画部 地域戦略・男女共同参画課 地域戦略係 |

令和 4年 5月10日 制定（令和 4年 8月 1日施行）